

農業水利施設管理 AI 活用推進事業実施要綱

令和2年4月1日付け元農振第2702号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

国営土地改良事業によりこれまでに造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設は、国民への安定的な食料供給基盤となる社会資本ストックを形成してきたところである。

こうした農業水利施設は、その多くが順次更新時期を迎えることになるため、その機能を将来にわたって安定的に発揮させることが重要な課題となっており、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進することが不可欠となっている。

そこで、施設の劣化状況等を調べる機能診断の省力化を図るとともに、更新整備の好機を把握した上で、計画的かつ効率的な機能保全対策を行うことを目的として、人工知能（以下「AI」という。）を活用するため、農業水利施設管理 AI 活用推進事業（以下「本事業」という。）を実施し、農業水利施設の機能の適切な保全に資することとする。

第2 事業の内容

本事業は、国営土地改良事業により造成されたダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業水利施設及び国営附帯県営造成施設を対象とし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 1 機能診断の省力化に資する AI の構築等
- 2 AI を活用した機能診断の実証等

第3 事業実施主体

本事業は、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）が実施するものとする。

第4 事業に要する経費

本事業に要する経費は、全額国庫負担とする。

第5 報告

地方農政局長等は、事業の実施結果を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」

という。)に報告するものとする。

第6 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。